る法第53条第26項の規定の適用を受けようとするものに限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の３の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

［10・11　略］

12　道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13　事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㉟」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㊵」の欄は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㉟」の欄の金額を記載すること。

［14　略］

15　事業税の「㊹のうち見込納付額㊸」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［16～19　略］

20　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊼」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21　還付請求の「中間納付額㊽」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年旧法第53条第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の３の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

［10・11　同左］

12　道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和２年旧法人税法第75条の２第１項（法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和２年旧法人税法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書（令和２年旧法人税法第２条第32号に規定する連結確定申告書をいう。）の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（令和２年旧法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13　事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㊱」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㊵」の欄は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㊱」の欄の金額を記載すること。

［14　同左］

15　事業税の「㊹のうち見込納付額㊸」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）若しくは第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第５項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［16～19　同左］

20　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊼」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21　還付請求の「中間納付額㊽」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第４項又は令和２年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２若しくは第25条又は令和２年旧政令第９条の２の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。